

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用

〔記入方法〕該当する項目「・」に○、×マークを記入する。(※施工プロ)とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。

(主任監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が適切である	施工管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		「評価対象項目」 ・ 約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査が行われている。(※施工プロ) ・ 施工計画書と現場施工方法・現場施工体制等が一致している。(※施工プロ) ・ 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。(※施工プロ) ・ 日常の出来形管理が、施工計画書等に基づき、適時、的確に行われている。(※施工プロ) ・ 日常の品質管理が、施工計画書等に基づき、適時、的確に行われている。(※施工プロ) ・ 工事提出書類と提示書類がきちんと区別され、提出書類が簡潔で必要以上に作成されていない。(※施工プロ) ・ 現場内での整理整頓が日常的になされている。 ・ 工事材料等の品質保証等が適切に整理されている。(※施工プロ) ・ 工事材料を品質に影響ないように保管している。(※施工プロ) ・ 立会確認の手続きが事前になされ、段階確認については書面で確認できる。(※施工プロ) ・ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。(※施工プロ) ・ 工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、低振動、排出ガス対策機械を使用している。(※施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上～90%未満・・・・b 評価値が60%以上～80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・d ※評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする 評価値 () % = 該当項目数 (〇) / 評価対象項目数 (〇)				・ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改善請求を行った。 ・ 施工計画書が工事施工前に提出されていない。 ・ 定められた工事材料の検査義務を怠り破壊検査を行った。 ・ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書により改善指示を行った。 1項目でも該当あれば・・・d 2項目該当・・・・・・・・・e
	Ⅱ. 工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		「評価対象項目」 ・ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。(※施工プロ) ・ 現場条件や設計内容の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。(※ ・ 時間制限や片側交互通行等の各種制約条件への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 ・ 工事の進捗を早めるための取り組み(材料、工法、作業工程などの見直し)を行っている。 ・ 施工計画書に定めた休日予定のとおり休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんど無い。 ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上～90%未満・・・・b 評価値が60%以上～80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・d ※評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする 評価値 () % = 該当項目数 (〇) / 評価対象項目数 (〇)				・ 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。(但し、改善指示による場合を除く) 上記該当あれば・・・e ・ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。 上記該当あれば・・・d

(主任監督員)

Ver.R061020

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目の「・」を○マーク、「□」を「■」マークに変更する。

(総括監督員・課長代理等)

考 査 項 目	細 別	a	b	○ c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の評価に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		「□」：評価対象項目 ☐ 当該工事において、施工条件の変更等により工期的な制約がある中で余裕をもって工期内に工事を完成させた。 ・ 工期の1割以上の余裕をもって完了させた。 ・ 雪・波浪等の気象条件を考慮し、完成検査を前提とした臨時検査等が、適切で、かつ現場確認が可能なように工程に配慮がある。 ・ 社会的な要請により竣工時期が限定されるものについて、発注者の意向に沿った工程で完成がなされた。 ・ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行いトラブルを回避した。 ・ 調整区間2つ以上、調整回数2回以上。(運搬路の利用調整など) ・ 工事調整が工程短縮の要因となった。(調整機関・回数が1回) ☐ 地元調整を積極的に行い、トラブルなく工期内に工事を完成させた。 ・ 道路利用、交通規制や工事の騒音などで地元調整を2回以上行った。 ☐ 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 ・ 地域の行事、作業等に関連し、代休等を行って、地域からの苦情がなかった。 ☐ 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ・ 工程に空き、無駄がなかった。 ・ 資材搬入の時期と使用時期にずれがなかった。 ・ 現場代理人の指示が、作業員に正確に伝わっている。 ・ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。 ☐ 「施工プロセス」チェックのうち、工程管理について指摘事項がない。 ・ 「施工プロセス」チェックによる指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ☐ その他 ☐ 自主的な工程管理がなされず、主任監督員と協議の上で、改善指示の文書を出した場合・・・d ☐ 受注者の責により工期内に工事が完成しなかった場合・・・e (採点指標) * 複数の項目「・」を「○」マークにする場合、いずれかが該当すれば、評価(□を■マークにする)する。 → (評価項目として扱う。) * 評価項目が4項目以上・・・a 2項目以上・・・b その他・・・c (該当項目がなくとも、工期内に工事を完成)				

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目の「・」を「○」マークに変更する。

(総括監督員・課長代理等)

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	③
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	貢献が非常に優れている	bより貢献が優れている	貢献がやや優れている	cより貢献が優れている	他の評価に該当しない場合
		「評価対象項目」 ☐ 1. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ・ 主体的に取り組んだ。 ・ 地域の活動に積極的に参加した。 ☐ 2. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 ・ 主体的に取り組んだ。 ・ 地域の活動に積極的に参加した。 ☐ 3. 定期的に広報誌や現場見学会等を実施する等、地域とのコミュニケーションを図った。 ・ 主体的に取り組んだ。 ・ 地域と合同で取り組んだ。 ☐ 4. 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ・ 主体的に取り組んだ。 ・ 地域と合同で取り組んだ。 ☐ 5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ・ 主体的に取り組んだ。 ・ 地域と合同で取り組んだ。 ☐ 6. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ・ 主体的に取り組んだ。 ・ 地域と合同で取り組んだ。 ☐ 7. その他 ・ 現場の交通体制を地域住民に周知していた。 ・ 通学路に指定されている場合には、学校にも協力依頼がなされていた。 ・ 休止中、及び中止期間中の対応が適切だった。(現場代理人が定期的に監視していた。) ・ リサイクル材料を使用した建設資材を使用し、循環型社会の形成に努めた。 ・ その他				
		(採点指標) *: 複数の項目がある場合、いずれかが該当(○マーク)すれば、評価(口を■にする)する。 ⇒ (評価項目として扱う。) *: ただし、提出された「別紙6-1工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」、「別紙6-2工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)」により主体性、具体性等を評価することから、提出がない場合は「c」評価とする。 *: 評価項目が4項目以上:「a」、3項目以上:「a'」、2項目以上:「b」、1項目以上:「b'」、その他:「c」(別紙6-2の提出がないものを含む)				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

【記入方法】該当する「措置内容」の項目の口に「し点」マークを記入する。

(総括監督員・課長代理等)

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表																		
7. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置 内 容</th><th>措置点数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 1. 指名停止3ヶ月以上</td><td>－ 20 点</td></tr> <tr> <td>☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>－ 15 点</td></tr> <tr> <td>☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>－ 13 点</td></tr> <tr> <td>☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>－ 10 点</td></tr> <tr> <td>☐ 5. 文書注意相当（文書警告・文書注意）</td><td>－ 8 点</td></tr> <tr> <td>☐ 6. 口頭注意相当</td><td>－ 5 点</td></tr> <tr> <td>☐ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意以上の処分はなかった。</td><td>－ 3 点</td></tr> <tr> <td>☐ 8. その他（理由：）</td><td>－ 点</td></tr> </tbody> </table> ※1. 工事の施工にあたり、当該工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適応する。（適応事例がない場合は、該当なし） ※2. 完成検査後に指名停止等の処分があった場合は、速やかに評定を修正する。（土木部請負成績評定実施要領 第7による） 【上記で評価する場合の適応事例】 - 入札前に提出した調査資料等が虚実であった事実が判明した。 - 承諾なしに権利譲渡等を第三者に譲渡又は承継を行った。 - 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 - 当該工事関係者が増収賄により逮捕又は公訴された。 - 建設業法に違反する事実が判明した。（例：一括下請け、技術者の専任違反等） - 使用人等に関する労働基準法及び入国管理法に違反する事実が判明し、送検等された。 - 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日に行っていない。あるいは不当に下請代金を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 - 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 - 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟、暴力団関係者がいることが判明した。 - 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の購入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設定等を行っている事実が判明した。 - 施工体制台帳、施行体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 - 安全管理が適切でなく、死傷者を生じさせた事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。（事故が発生した場合の安全管理の適否については、技術管理課工事検査室の安全対策担当の工事検査監が判断する。） - ICT活用工事「発注者指定型」において、受注者の責によりICT施工が実施されなかった。 - 明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった。	措 置 内 容	措置点数	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	－ 20 点	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15 点	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13 点	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10 点	☐ 5. 文書注意相当（文書警告・文書注意）	－ 8 点	☐ 6. 口頭注意相当	－ 5 点	☐ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意以上の処分はなかった。	－ 3 点	☐ 8. その他（理由：）	－ 点
措 置 内 容	措置点数																		
☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	－ 20 点																		
☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15 点																		
☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13 点																		
☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10 点																		
☐ 5. 文書注意相当（文書警告・文書注意）	－ 8 点																		
☐ 6. 口頭注意相当	－ 5 点																		
☐ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意以上の処分はなかった。	－ 3 点																		
☐ 8. その他（理由：）	－ 点																		
8. 総合評価 技術提案	技術提案の履行が確認できない場合は、不履行を選択し、工事成績評定点の減点を行う。																		